

○尾道市教育委員会の管理する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則

平成16年3月2日
教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 教育委員会は、条例第2条の規定により指定管理者の公募を行う場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示して、これを行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる施設の概要
- (2) 指定管理者の申請に必要な資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に際して提出すべき書類の内容
- (5) 指定管理者の選定の基準
- (6) 施設の管理の基準
- (7) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) 指定管理者として指定する期間
- (10) その他教育委員会が別に定める事項

(申請に関する書類等)

第3条 条例第3条第1項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(別記様式)によらなければならない。

2 条例第3条第1項第3号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者になろうとする団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該団体の登記簿謄本その他これに類するもの
- (3) 申請に必要な資格を有することを証する書類
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業報告書その他これらに類する書類
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(協定の締結)

第4条 教育委員会は、条例第7条第1項の指定を行ったときは、指定管理者と施設の管理に関する協定を締結するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年6月25日教委規則第3号)

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

別記様式(第3条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

尾道市教育委員会 様

申請者 所在地

名 称

代表者職・氏名

印

連絡先 担当者

電 話

申請施設名

の指定管理者の指定を受けたいので、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定に基づき申請します。

添付書類

- (1) 施設の事業計画書
- (2) 施設の管理に係る収支計画書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本その他これに類するもの
- (5) 申請に必要な資格を有することを証する書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業報告書その他これらに類するもの
- (7) その他教育委員会が必要と認めるもの

別記様式(第3条関係)
(令元教委規則3・一部改正)